

極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター 企画制作及び版下作成業務プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター企画制作及び版下作成業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター企画制作及び版下作成業務
- (2) 業務の目的
本業務は、全会津の大型誘客宣伝及び受入体制整備を展開する「極上の会津プロジェクト事業」において、令和8年度の掲出に向けて会津地域の観光情報を満載したガイドブック・ポスターの版下を企画制作及び作成することで「極上の会津」のイメージを確立するとともに、「ふくしまデスティネーションキャンペーン」を会津地域の魅力を全国に発信する機会ととらえ、会津地域にある「上質」な観光コンテンツを発信することによって、会津地域の魅力を広く周知し、新規顧客を含め誘客を図ることを目的とする。
- (3) 業務の内容
ア 令和8年度版「極上の会津」ガイドブックの企画制作及び版下作成
イ 令和8年度版「極上の会津」ポスターの企画制作及び版下作成
詳細は、極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター企画制作及び版下作成要求水準書のとおり
- (4) 業務の履行期間
契約締結日（令和7年8月中旬）から令和8年2月27日まで
- (5) 委託料上限額
3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 担当課
極上の会津プロジェクト協議会事務局
所在地：〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
TEL：0242-39-1251
FAX：0242-39-1433
メールアドレス：gokujou-aizu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (3) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要項において求める要件を満たしていること。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始（公告日）	令和7年6月25日（水）
質問書の受付期限	令和7年7月11日（金）17時まで
参加意向申出書の提出期限	令和7年7月18日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年7月24日（木）まで
選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催	令和7年8月5日（火）
選考結果の通知	令和7年8月中旬
契約締結	令和7年8月中旬

5 募集要項等の入手方法

募集要項、要求水準書、各種様式等については、極上の会津プロジェクト協議会ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

(掲載場所)

トップページ>公募情報(プロポーザル方式)

6 質問の受付及び回答

募集要項、要求水準書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

(1) 提出期限

令和7年7月11日(金) 17時必着

(2) 提出先

極上の会津プロジェクト協議会事務局(2の(6)に同じ)

(3) 提出方法

質問書(第2号様式)によりFAX、郵送又は電子メール(様式添付)で提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。

(4) 回答

質問書に対する回答は、提出者あてにFAX又は電子メールにより随時回答するとともに、極上の会津プロジェクト協議会ホームページに掲載する。なお、要求水準書等に関する回答は、要求水準書等記載事項の追加又は修正とみなす。

7 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向を申し出ること。

(1) 提出期限

令和7年7月18日(金) 17時必着

(2) 提出先

極上の会津プロジェクト協議会事務局(2の(6)に同じ)

(3) 提出方法

参加意向申出書(第3号様式)を上記(2)あて、FAX、郵送又は電子メール(様式添付)により提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後、2(6)の担当課へ確認の電話を行うこと。なお、直接持参した場合は、受理しない。

(4) 辞退方法

参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届(第4号様式)をFAX、郵送、電子メール又は持参により提出すること。

8 企画提案書の提出等

企画提案書は、7に定める参加意向申出を行った者のみ、提出できるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月24日(木) 会津若松郵便局必着

(2) 郵送宛名(封筒記載のこと)

〒965-8799 会津若松郵便局留 極上の会津プロジェクト協議会 行

「極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター企画制作及び版下作成業務プロポーザル参加書類」在中

(3) 提出方法

会津若松郵便局留の郵便により提出すること。なお、郵便局留郵便の保管期間は10日間であるため、(1)の上記提出期限までに会津若松郵便局に到着するよう、十分留意すること。

※直接極上の会津プロジェクト協議会事務局へ持参した場合は、受理しない。

(4) 提出書類

(様式1) 表紙	(A4_1 ページ) ※押印省略可
(様式2) 提案者の概要	(A4_1 ページ)
(様式3) 実施方針	(A4_1 ページ)
(様式4) 実施体制	(A4_1 ページ)
(様式5) 類似業務の実績	(A4_1 ページ以内)
(任意様式) 企画提案	(A4_10 ページ以内)
(任意様式) 行程計画	(A4_1 ページ)

(任意様式) 参考見積書 (A4_1 ページ)

(任意様式) ガイドブック掲載素材一覧 (A4_1 ページ)

(任意様式) ガイドブック見本 (表紙・裏表紙を含め 28 ページ以内)

(任意様式) 掲示用ポスター見本 (B1_ロゴ無し 4 種 (春、夏、秋、冬版))

(任意様式) 審査員配布用ポスター見本 (ロゴ無し 4 種 (春、夏、秋、冬版))

※ガイドブック掲載素材一覧は、導入ページ、地図ページ、二次交通ページを除いた全てのページの素材を掲載すること。

※ガイドブック見本には、表紙案、絶景ページ案、温泉ページ案、食ページ案を必ず含めること。その他のページについてはその限りではない。

※企画提案の中にガイドブックの全体構成案 (ページ順がわかるもの) を必ず入れること。

(5) 提出部数

10 部 (発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。)

なお、ガイドブック及びポスターの見本については下記の通り。

・ガイドブック見本 10 部

・審査員配布用ポスター見本 10 部

・掲示用ポスター見本 4 部 (春、夏、秋、冬 各 1 部)

(6) 企画提案書作成上の注意点

ア 企画提案書 (別紙様式 1 ~ 5) は、A 4 判片面、文字は 11 ポイント以上とし、左綴じで 1 冊にまとめること。ただし、ガイドブック及びポスター見本は別冊とする。

イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位に限ること。

ウ 企画提案書に未提出部分や記載漏れがあった場合、当該項目の得点を 0 点とする。

(7) 企画提案書の取扱い等

ア 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案書は、審査以外に作成者に無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他関係法令に準じ、開示する場合がある。

9 失格又は無効

次のいずれかに事項に該当した場合は失格又は無効とする。

(1) 提案書が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合 (軽微と認められる誤りを除く。)

(3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合

(4) 募集要項等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合

(5) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合

(6) 協議会事務局員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合

(7) 前 2 号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合

(8) その他募集要項等に定める条件 (軽微なものを除く。) に違反したと認められる場合

10 受託候補者の選定

(1) 選定主体

極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター企画制作及び版下作成業務委託プロポーザル選考委員会が評価を行うものとし、評価に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

委員会は、協議会が依頼した 7 名の委員により組織する。

・極上の会津プロジェクト協議会 中央エリア代表 1 名

・極上の会津プロジェクト協議会 東エリア代表 1 名

・極上の会津プロジェクト協議会 西エリア代表 1 名

・極上の会津プロジェクト協議会 南エリア代表 1 名

・極上の会津プロジェクト協議会 北エリア代表 1 名

・(一財) 会津若松観光ビューロー 1 名

・極上の会津プロジェクト協議会 事務局 1 名

(2) 評価基準及び配点

別に定める極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター企画制作及び版下作成業務委託プロポーザル評価基準のとおり。

(3) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 開催予定

令和7年8月5日（火） ※参加順、集合時間その他詳細は後日改めて通知する。

- イ 場所
会津若松市役所 4 階 4-1 会議室（福島県会津若松市東栄町 3-46）
- ウ 出席者
プロポーザル参加者側の出席者は 1 事業者あたり 2 名以内とする。
- エ 説明時間
各プロポーザル参加者 1 事業者あたり 20 分以内とする（質疑応答時間は別途）。
- カ 資料配布等
選考委員会では、事前に提出した企画提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止する。
- キ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、プレゼンテーション・ヒアリングへの対面参加が困難であると認められる場合には、オンライン形式による参加を認めるものとする。

11 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員に F A X で通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、本プロポーザルに審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

12 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に協議会と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容については、協議会と受託候補者と要求水準書及び受託候補者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って仕様書を定めるものとする。受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、選考における評価が次点であった者と協議を行う。

(2) 契約手続

協議会は、会津若松市財務規則に準じた随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。

(3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、当該見積書の見積額は提案の際、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が 1 者しかない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 本業務の受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ協議会の承認を受けること。ただし、原則として再委託に係る経費の合計が委託料総額の 50% 以上の再委託は認めない。
- (5) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。